



市 章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

訓令	1
令和7年度大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（保育幼稚園課）	1
告示	3
放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	3
公示送達（保険医療課）	4
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	4
12月定例議会の招集（財政課）	5
住民票の消除（市民課）	5
大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示（契約管理課）	5
公示送達（保険医療課）	7
公告	7
「広報誌やまとたかだ」等広告枠使用契約に関する条件付き一般競争入札公告（広報広聴課）	7
令和8年1月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札公告（教育総務課）	9
仮想化基盤構築事業者の決定に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	12
大和高田市勤労青少年ホーム石綿含有建材分析調査業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	14
自動車臨時運行許可番号標の失効（市民課）	17
①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託及び②大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	17
大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（保育幼稚園課）	20
教育委員会	21
大和高田市教育委員会11月定例委員会の招集（教育総務課）	21
選挙管理委員会	21
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	21
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	21
農業委員会	22
大和高田市農業委員会12月定例委員会の招集（農業委員会）	22

訓 令

訓令第12号

令和7年度大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年11月7日

大和高田市長 堀内 大造

令和7年度大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和7年度大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和7年度大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉部長
- (2) 総務部長
- (3) 福祉部子育て支援室保育幼稚園課指導主事
- (4) 大和高田市立こども園長のうち委員長が指名する者
- (5) 大和高田市立保育所長のうち委員長が指名する者

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(情報公開)

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議において提案のために使用された資料のうち事業者から提出されたものについて、閲覧又は謄写の請求があったときは、当該請求を拒むことはできない。ただし、次項ただし書に規定するそれが認められる部分については、これを除いて閲覧又は謄写に応じるものとする。

3 市長は、前項の資料の閲覧又は謄写に同意しない事業者を受託候補者選定のための会議に参加させてはならない。ただし、資料の閲覧又は謄写についての同意が困難であることが客観的に明らかであり、かつ、資料の閲覧又は謄写をすることにより事業者の公募が実現できなくなるおそれ、その他の会議の目的が達成できないおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 前項の規定に反して行われた選定行為は、無効とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援室保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第121号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年11月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和7年10月16日							1			
令和7年10月24日					1					
令和7年10月29日	2									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和7年10月21日	永和町9-10先路上	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第122号

令和7年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年11月7日

大和高田市長 堀内 大造

1. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第123号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年11月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和8年2月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和7年8月1日から令和7年8月31日までの間

告示第124号

令和7年12月1日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和7年11月20日

大和高田市長 堀内 大造

告示第125号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和7年11月26日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年11月27日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第126号

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成18年告示第162号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

様式第5号中「

	主な取扱品目（商品名・メーカー名）又は業務内容	特約店又は代理店であるときは○印をつけ、それを証明する書類を添付してください。	

」を

「

主な取扱品目（商品名・メーカー名）又は業務内容

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の規定

は、この告示の施行の日以後に行われる入札参加資格の審査について適用し、同日前に行われた入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

告示第127号

令和7年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年11月28日

大和高田市長 堀内 大造

1. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第133号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 契約名	「広報誌やまとたかだ」等広告枠使用契約
2 掲載場所	「広報誌やまとたかだ」及び「大和高田市ホームページ」内の本市指定広告掲載スペース
3 契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4 契約内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 令和3年度以降に全国の自治体において、自治体広報誌等の広告掲載業務を行った実績があること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受け</p>

	<p>ている者でないこと。</p> <p>(5)(2)に該当する者のほか大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告」欄に掲載（ダウンロード可）するとともに、広報広聴課でも配布しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ ⑤(1)に掲げる実績を証するもの（契約書の写し等） <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年11月4日（火）から令和7年11月18日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所5階 企画政策部広報広聴課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 仕様書についての質疑応答	<p>仕様書についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和7年11月20日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 企画政策部広報広聴課 FAX 0745-44-3117</p> <p>(3) 回答期限 令和7年11月26日（水）</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり、郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和7年12月8日（月）。入札執行の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 広報広聴課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9号第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	<p>入札の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和7年12月9日（火）午後2時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 5階 会議室8</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。
	<p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
13 落札者の決定	落札者は、予定価格以上の範囲内において最高の価格をもって入札を行った者とします。
14 契約保証金	免除します。
15 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は仕様書によります。</p>

公告134号

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年11月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和8年1月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 納入室
3 契約期間	令和8年1月1日から令和8年1月31日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者</p>

	<p>であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） <p>※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年11月10日（月）から令和7年11月17日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和7年11月20日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和7年12月1日（月）午後5時まで (2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033 (3) 回答方法及び期日 回答は、令和7年12月2日（火）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年12月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育委員会事務局教育部 教育総務課 保健給食担当 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年12月5日（金）午後2時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧にて公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなつたもののした入札
14 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
15 契約保証金	免除します。
16 契約方法	入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない

	ときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--	--

公告第135号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年11月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	仮想化基盤構築事業者の決定
2 納入場所	大和高田市役所内（大和高田市大字大中98番地4）
3 契約期間	納入期限 令和8年6月30日 賃貸借期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる構築事業者及び構築価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務の提供（電算業務）」に登録している者であること。 (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO／IEC 27001（JISQ 27001）】の資格を認証取得している者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）

	<p>(3) 5(2)の要件を満たすことを証するもの（資格者証の写し） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年11月13日（木）から令和7年11月26日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和7年12月2日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和7年12月4日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和7年12月9日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金

	額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和7年12月10日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなつたものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第136号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年11月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市勤労青少年ホーム石綿含有建材分析調査業務委託
2 履行場所	大和高田市勤労青少年ホーム（大和高田市大字野口地内）
3 契約期間	契約締結日から令和8年2月27日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「業務の提供（検査・分析・調査業務）」又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「測量・コンサルタント等」に登録している者であること。</p> <p>(2) 「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。</p>

	<p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5 (2) に係る者の資格を証する書類及び所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類（資格証等の写し） <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年11月13日（木）から令和7年11月27日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>令和7年12月2日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和7年12月4日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和7年12月9日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和7年12月10日（水）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第137号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

令和7年11月17日

大和高田市長 堀内 大造

○ 臨時運行許可番号標番号

35-02

公告第138号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年11月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託及び②大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託
2 業務場所	大和高田市役所
3 業務期間	①契約締結日から令和8年3月23日まで ②令和8年4月1日から令和9年3月22日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 人口5万人以上の自治体において、第8期又は第9期介護保険事業計画策定業務の受託実績を有する者であること。</p> <p>(2) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】 <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競

認の申請	<p>入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（1）の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し） ④ 5の（2）の要件を満たすことを証するもの（資格者証の写し） ⑤ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑥ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑦ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） <p>※ ⑤～⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。</p> <p>※ ⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ本店で参加される場合は使用印鑑届を、支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和7年11月20日（木）から令和7年12月3日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかつた場合の通知 参加資格を認めなかつた者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和7年12月9日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和7年12月11日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和7年12月16日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、「①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託」及び「②大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託」の金額並びに合計金額を消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等を除く金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和7年12月17日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	落札者は、各業務の予定価格の制限の範囲内（①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託の予定価格の額以下、かつ②大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託の予定価格の額以下）で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。
15 予定価格	<p>①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託 ¥4,000,000-（消費税等抜き）</p> <p>②大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託</p>

	¥5,000,000-（消費税等抜き）
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第139号

大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和7年11月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務の概要

(1) 事業名

大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託

(2) 履行場所

- ・高田こども園及び土庫こども園
- ・天満保育所及び磐園保育所

(3) 委託の内容

「保育所及びこども園給食調理業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

(5) 委託料の上限額(3年度分合計)

- ・高田こども園及び土庫こども園の給食調理業務を一括した金額

¥106,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・天満保育所及び磐園保育所の給食調理業務を一括した金額

¥91,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の6 参加資格要件に掲げる要件を全て満たす者であること。

3 参加申請書の提出期限

令和7年11月21日（金）から令和7年12月12日（金）まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで

4 その他

実施要領等による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 福祉部 保育幼稚園課

電話：0745-22-1101 FAX：0745-23-0415

教育委員会

教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年11月18日

大和高田市教育委員会教育長 安川 賴亮

1 日時

令和7年11月25日（火）午後2時10分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 後援願いについて

第2号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第32号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年11月5日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和7年11月12日（水）午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 在外選挙人名簿の登録について

第3号 その他

選挙管理委員会告示第33号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年11月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和7年12月1日（月）午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定期登録について

- 第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について
第4号 選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について
第5号 その他

農業委員会**農業委員会告示第11号**

大和高田市農業委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年11月26日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和7年12月5日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について
第2号 農地法第5条の規定による申請について
第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画について
第5号 その他